

特記仕様書	
1 工事名	広島高速5号線料金所等新築その他工事
2 工事場所	広島市東区二葉の里二丁目外
3 工期	請負契約締結の日から令和9年4月20日までとする。 日間とする。
4 工事概要	料金所等新築工事 1 広島駅北口料金所 (仮称) ① アイランド設置工事 ② 屋根新築工事 構造 : 鉄骨造り 平屋建て 建築面積 : 228.25㎡ 延べ床面積 : 186.75㎡ ③ ブース設置工事 メインブース : 1台 機械室 : 1台 サブブース : 1台 2 二葉の里電気室 構造 : 鉄筋コンクリート造り 平屋建て 建築面積 : 237.45㎡ 延べ床面積 : 370.00㎡ 3 中山料金所 (仮称) 【入口側】 ①アイランド設置工事 ②屋根新築工事 構造 : 鉄骨造り 2階建て 建築面積 : 59.40㎡ 延べ床面積 : 48.60㎡
令和 6年度	工事 No.1

4 工事概要	【出口側】
	①アイランド設置工事
	②屋根新築工事
	構造 : 鉄骨造り 平屋建て
	建築面積 : 60.17 m <sup>2</sup>
	延べ床面積 : 49.23 m <sup>2</sup>
	③ブース設置工事
	サブブース : 1台
	4 収受員待機室
	構造 : 鉄骨造り 平屋建て
	建築面積 : 41.97 m <sup>2</sup>
	延べ床面積 : 41.97 m <sup>2</sup>
	5 その他の工事
	①電気設備工事
	②機械設備工事
③外構工事	

5 付帯工事																																				
6 別契約の 関連工事	※高速5号線シールド掘削他工事、広島高速5号線受変電設備その他工事、広島高速ETC設備設置工事、なお、別契約の関連工事が不調・不落により契約に至らない場合は、本工事の全部または一部を延期または中止することがある。																																			
7 図 面	<p>【二葉の里地区】</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">図 面 表紙、図面目録、No. 共-01～No. 共-03、No. A-01～No. A-34</td> <td style="text-align: right;">計 3 7 枚</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">No. BA-01～No. BA-11</td> <td style="text-align: right;">計 1 1 枚</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">No. CS-01～No. CS-38</td> <td style="text-align: right;">計 3 8 枚</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">No. E-01～No. 15</td> <td style="text-align: right;">計 1 5 枚</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">No. M-01～No. 17</td> <td style="text-align: right;">計 1 7 枚</td> </tr> </table> <p>【中山地区】</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">図 面 表紙、図面目録、No. 共-01～No. 共-03、No. A-01～No. A-29</td> <td style="text-align: right;">計 3 4 枚</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">No. BA-01～No. BA-05</td> <td style="text-align: right;">計 5 枚</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">No. CS-01～No. CS-25</td> <td style="text-align: right;">計 2 5 枚</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">No. E-01～No. 12</td> <td style="text-align: right;">計 1 2 枚</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">No. M-01～No. 07</td> <td style="text-align: right;">計 7 枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">合計 2 0 3 枚</td> </tr> </table>	図 面 表紙、図面目録、No. 共-01～No. 共-03、No. A-01～No. A-34	計 3 7 枚	No. BA-01～No. BA-11	計 1 1 枚	No. CS-01～No. CS-38	計 3 8 枚	No. E-01～No. 15	計 1 5 枚	No. M-01～No. 17	計 1 7 枚	図 面 表紙、図面目録、No. 共-01～No. 共-03、No. A-01～No. A-29	計 3 4 枚	No. BA-01～No. BA-05	計 5 枚	No. CS-01～No. CS-25	計 2 5 枚	No. E-01～No. 12	計 1 2 枚	No. M-01～No. 07	計 7 枚		合計 2 0 3 枚													
図 面 表紙、図面目録、No. 共-01～No. 共-03、No. A-01～No. A-34	計 3 7 枚																																			
No. BA-01～No. BA-11	計 1 1 枚																																			
No. CS-01～No. CS-38	計 3 8 枚																																			
No. E-01～No. 15	計 1 5 枚																																			
No. M-01～No. 17	計 1 7 枚																																			
図 面 表紙、図面目録、No. 共-01～No. 共-03、No. A-01～No. A-29	計 3 4 枚																																			
No. BA-01～No. BA-05	計 5 枚																																			
No. CS-01～No. CS-25	計 2 5 枚																																			
No. E-01～No. 12	計 1 2 枚																																			
No. M-01～No. 07	計 7 枚																																			
	合計 2 0 3 枚																																			
8 仕様書	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">・ 仕様書</td> <td style="width: 20%;">No. 1</td> <td style="width: 10%;">～</td> <td style="width: 20%;">No. 1 1</td> <td style="width: 10%;">計</td> <td style="width: 10%;">1 3</td> <td style="width: 10%;">枚</td> </tr> <tr> <td>・ 特記仕様書</td> <td>No. 1</td> <td>～</td> <td>No. 1 3</td> <td>計</td> <td>1 3</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>・ 建築工事特記仕様書</td> <td>No. 1</td> <td>～</td> <td>No. 2 9</td> <td>計</td> <td>2 9</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>・ 施工条件明示書</td> <td>No. 1</td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>1</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>5 7</td> <td>枚</td> </tr> </table>	・ 仕様書	No. 1	～	No. 1 1	計	1 3	枚	・ 特記仕様書	No. 1	～	No. 1 3	計	1 3	枚	・ 建築工事特記仕様書	No. 1	～	No. 2 9	計	2 9	枚	・ 施工条件明示書	No. 1			計	1	枚					合計	5 7	枚
・ 仕様書	No. 1	～	No. 1 1	計	1 3	枚																														
・ 特記仕様書	No. 1	～	No. 1 3	計	1 3	枚																														
・ 建築工事特記仕様書	No. 1	～	No. 2 9	計	2 9	枚																														
・ 施工条件明示書	No. 1			計	1	枚																														
				合計	5 7	枚																														
9 積算根拠 (基準・単価)	<p>* 本工事の積算では、以下の基準等を適用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 公共建築工事積算基準（平成28年改定）</li> <li>② 公共建築工事共通費積算基準（令和6年改定）</li> <li>③ 公共建築工事標準単価積算基準（令和6年改定）</li> <li>④ 公共建築数量積算基準（令和5年改定）</li> <li>⑤ 令和7年1月の単価</li> </ol>																																			
10 施工条件	<p>選択する事項は○印のついたものを適用する。ただし○印がない場合は※を適用する。 ○印と⊗の両方ある場合は共に適用する。</p> <p>* 交通誘導警備員の配置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場施工中、図示箇所に常時 名配置すること。</li> <li>○ 資材・仮設材等の搬入出時および大型車両の入出時等に配置すること。</li> </ul>																																			

\* 中間検査の実施について

◎ 本工事は、中間検査の対象工事である。

- ◇ 中間検査の実施時期については、監督員から通知するものとする。
- ◇ 検査の実施において検査員が必要と認めたときは、工事目的物の最小限を破壊して検査をすることができる。この場合において、当該検査及び復旧に関する費用は、受注者の負担とする。
- ◇ 受注者は、中間技術検査において改善を指示された場合、速やかに改善するものとする。

・ 実施する予定なし

\* 施工時間について

本工事における施工時間は、午前8時から午後5時までとする。

ただし、この時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。

- \* 請負金額 500 万円以上かつ工期 3 か月 (90 日) 以上の工事については、受注者は別途定める要綱等により「建設工事安全協議会」に入会し、安全活動を実施すること。
- \* 配置技術者等の兼務等について
- (1) 主任技術者、現場代理人及び監理技術者の兼務件数等については、別紙【兼務の条件】のとおりであり、他に配置されている工事と本工事が兼務の条件を満たす場合に限り、兼務を認める。
  - (2) 下請代金の総額が 4,000 万円 (建築一式工事にあつては、8,000 万円) (税込) 以上となる場合は、監理技術者の配置が必要となる。
  - (3) 工事担当課においては、主任技術者又は現場代理人の兼務の状況についての提出があった場合は、別紙【兼務の条件】の要件を全て満たしているか確認し、兼務の条件を全て満たしている場合に限り受理する。  
なお、受理したことを以て兼務を承認したものとみなす。
  - (4) 主任技術者又は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めた場合、その承認を取消すものとする。
    - ア 兼務の申請において、重要な事項において虚偽の申告をし、又は、重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合
    - イ 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明した場合
    - ウ 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなった場合
    - エ その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなった場合
  - (5) 虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後、申請内容が変更になったこと等必要な報告を怠った場合は、広島高速道路公社建設工事請負契約約款に基づく是正措置の請求等、必要な措置を行うことがある。
  - (6) 発注者が現場代理人の兼務を承認した場合は、広島高速道路公社
- 建設工事請負契約約款第 10 条第 2 項に規定する現場代理人の工事現場への常駐については、適用を除外する。

## \* 監理技術者の兼務について

・ 本工事は監理技術者の兼務を認めない。

※ 本工事は監理技術者の兼務を認める。監理技術者の兼務については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は、相手工事においても兼務可能対象工事であるとともに、以下の①～⑨の要件をすべて満たさなければならない。

① 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

② 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、指定建設業以外において学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、兼務する監理技術者に求める技術検定と同じであること。

③ 監理技術者補佐は受注者と入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

④ 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

⑤ 監理技術者が兼務できる工事は、工事間距離が10km以内であること（本市の区域内に限定しない）。

⑥ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

⑦ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

⑨ 単価契約同士の工事は兼務不可とする。

(2) 本工事の監理技術者が兼務する場合、前項①～⑨の事項について確認できる書類を提出すること。

(3) 本工事において、監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置が不要になった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

## \* デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の（1）から（4）の全てを実施することとする。

## (1) 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、営繕工事写真撮影要領「3. (3) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

## 【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

## (2) デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、(1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領「3. (3) 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

## (3) 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、(2)に示す小黑板情報の電子的記入については、営繕工事写真撮影要領 4. で規定されている写真編集には該当しない。

## (4) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、(2)に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

## 【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

\* ~~情報共有システムの利用について~~

~~・本工事は、対象工事（発注者指定型）である。~~

~~「広島市発注建築・設備工事における広島県工事中情報共有システムの利用手引（試用）」に基づき、実施すること。~~

~~なお、情報共有システムを利用しなかった場合は、利用料を減額変更の対象とする。~~

~~※本工事は、対象工事（受注者希望型）である。~~

~~受注者は希望する場合、「広島市発注建築・設備工事における広島県工事中情報共有システムの利用手引（試用）」に基づき、実施すること。~~

~~なお、情報共有システムを利用した場合は、利用料を増額変更の対象とする。~~

~~・利用する予定なし。~~

~~（1）本工事では、次の情報共有システムを利用する。~~

~~広島県が構築し、一般社団法人広島県土木協会が提供している広島県工事中情報共有システム（以下「情報共有システム」という。）~~

~~<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>~~

~~（2）受注者希望型の工事において、利用を希望する場合は、施工計画書の提出までに発注者へ書面にて報告し、利用申込みを行うこと。~~

~~（3）情報共有システムを利用する場合は、次によること。~~

~~ア 情報共有システムの利用料は、受注者が一般社団法人広島県土木協会に支払うこと。~~

~~イ 情報共有システムを利用して帳票を提出する際は、情報共有システム登録様式の工事打合せ簿を利用すること。なお、情報共有システムを利用して提出する帳票は、工事打合せ簿、工事週報等とし、詳細は、協議によることとする。~~

~~ウ 情報共有システムを利用して提出し、処理が完了した帳票については、別途、印刷して紙書類で提出すること。~~

~~（4）情報共有システム利用に関する検証を行うため、情報共有システムを利用した工事又は請負代金額が1000万円以上の対象工事については、別に定めるアンケートに回答し、監督員へ提出すること。~~

~~＊ 石綿含有建材使用の有無に関する事前調査について~~

- ~~(1) 解体又は改修工事等に際しては、工事着手前に石綿含有建材の使用状況について調査した場合は、発注者へ事前調査結果報告書を提出して、説明を行うこと。また、調査結果については、記録の写しを当該工事現場への備え置くとともに、公衆及び作業者の見やすい場所に掲示すること。~~
- ~~(2) 調査方法は、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」に従い行うこと。~~
- ~~(3) 調査は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第1項第2号に定める者が行うこと。~~
- ~~(4) 報告対象となる工事の場合は、あらかじめ事前調査結果を、「石綿事前調査結果報告システム」により、広島市長及び労働基準監督署長へ報告すること。~~

~~＊ 「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(建築・設備工事)」の実施について~~

~~※ 本工事は、対象工事(受注者希望型)である。~~

~~受注者は希望する場合、別途定める「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(建築・設備工事)」に基づき実施すること。~~

\*その他

- (1) 受注者は本工事契約締結後、速やかに工事用図面を次のとおり監督員と協議の上、提出すること。工事用図面は、仕様書等と設計図面で構成する。

・見開き A2 版 (A3 製本)・・・なし ・見開き A3 版 (A4 製本)・・・2 部

- (2) 工期には、完成検査に必要な期間を見込んでいる。検査日は、契約工期の期限 7 日前までに設定するよう努めること。

- (3) 建築工事特記仕様書、建築改修工事特記仕様書及び解体工事特記仕様書において適用する「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」及び「建築物解体工事共通仕様書」の書面に求められている署名及び押印は不要とする。

- (4) 架空線の防護管設置費用について

工事区域上空の架空線の防護管に要する費用については、現在見込んでいない。架空線に近接した工事の施工に当たって、架空線管理者又は防護管施工会社(以下、「架空線管理者等」という)との協議により、架空線管理者等から防護管に要する費用負担を求められた場合、工事打合せ簿により監督員と協議し、設計変更の対象とする。

設計変更の対象として認められる場合は、架空線管理者等からの見積書を提出すること。

なお、架空線防護費用は、共通仮設費の安全費に積上げ計上し、現場管理費及び一般管理費の率分の対象とする。



## \* 建設発生土の処分

- 産業廃棄物処分場へ搬出する。

本工事で発生する建設発生土（再利用できない不良土）は、産業廃棄物処分業の最終処分の許可を有する産業廃棄物処分場へ搬出するものとする。

本工事では、積算上、株式会社丸兼産業馬木埋立処分場（片道運搬距離13km以下）へ搬出するものと仮定して算出しているが、産業廃棄物処分業の最終処分許可を有する他の産業廃棄物処分場に搬出することを妨げるものではない。

- 本工事で発生するコンクリート塊は、次の施設へ搬出する。

搬出場所：産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設

本工事では、積算上 株式会社河崎マテリアル 出島工場（片道運搬距離8km以下）へ搬出するものと仮定して算出しているが、産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する他の再資源化施設に搬出することを妨げるものではない。

- 本工事で発生するがれき類は、次の施設へ搬出する。

搬出場所：産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する産業廃棄物処理施設又は最終処分の許可を有する産業廃棄物処分場

本工事では、積算上、一般財団法人 広島環境保全公社（片道運搬距離9km以下）へ搬出するものと仮定して算出しているが、産業廃棄物処分業の最終処分又は中間処分の許可を有する他の産業廃棄物処分場に搬出することを妨げるものではない。

\* 受注者は次の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

名称	種類	使用箇所
砕石	再生クラッシュレン RC-40	床下、基礎下
	再生クラッシュレン RC-30	
	再生粒度調整砕石 RM-40	
	再生粒度調整砕石 RM-30	
加熱アスファルト 混合物	再生密粒度アスファルトコンクリート(13)	
	再生粗粒度アスファルトコンクリート(20)	
	再生細粒度アスファルトコンクリート(13)	
砂	再生砂 (R S)	

(1) 品質・規格

ア 再生加熱アスファルト混合物

再生加熱アスファルト混合物の種類は、密粒度アスファルトコンクリート(13)、細粒度アスファルトコンクリート(13)、粗粒度アスファルトコンクリート(20)とする。再生加熱アスファルト混合物の標準配合及びマーシャル試験に対する基準値は、「プラント再生舗装技術指針」表-4.5及び表-4.7に示すとおりとする。

## イ 砕石

① ごみ、ガラス、陶磁器、れんが、瓦、プラスチック、金属等の有害物質を含まないものとする。

## ② 品質の基準

	塑性指数	修正CBR
RC-40、RC-30	6以下	20%以上(30%以上)*
RM-30、RM-40	4以下	80%以上(90%以上)*

\*アスファルト・コンクリート再生骨材が含まれる場合の修正CBRの基準値に( )内の値を適用する。ただし、40℃でCBR試験を行う場合は、通常の値を満足すればよい

## ③ 粒度範囲

ふるい目の 開き (mm) 呼び名	ふるいを通るものの質量百分率(%)							
	53mm	37.5mm	31.5mm	19mm	4.75mm	2.36mm	425μm	75μm
RC-40	100	95~100	—	50~80	15~40	5~25	—	—
RC-30	—	100	95~100	55~85	15~45	5~30	—	—
RM-40	100	95~100	—	60~90	30~65	20~50	10~30	2~10
RM-30	—	100	95~100	60~90	30~65	20~50	10~30	2~10

(2) 本工事で使用する再生クラッシュランは、次表のいずれかの承認工場が製造したものとする。

会社名	工場所在地	連絡先
山陽工営(株)	佐伯区五日市町大字保井田 350-6 番地	(082)927-2000
(株)熊野技建	安芸郡熊野町深原平 2672-115 番地	(082)854-6184
協和鋳業(株) 筒瀬工場	安佐北区安佐町筒瀬 2211	(082)815-1386
中国建材工業(株)	安佐北区安佐町大字筒瀬字小原 2181 番地外 1 筆	(082)838-1322
中村砕石(株)	安芸高田市八千代町向山字高丸 10498 番 82 外	(082)818-4355
(株)河崎マテリアル	南区出島二丁目 12-13 番地	(082)256-3210
(有)秀知産業	安佐北区安佐町小河内字上小濱 591 番地 4 外	(082)835-2339
広島舗材(株)	安佐南区伴北四丁目 2930	(082)848-1221
黒瀬資源再利用センター(株)	東広島市黒瀬町大多田字大十田 302 番地の 52	(0823)83-1370
中国生コンクリート(株)(RC-40のみ)	南区出島三丁目 2 番 2 号	(082)251-4431
中村砕石(株)湯来事業所	佐伯区湯来町大字和田字中山 341 番地	(0829)83-0515
(株)迫広砕石	安佐北区大林町字人甲 3、4、5 番地	(082)818-3559
東亜道路工業(株)広島瀬野川アスコン(RC-40のみ)	東広島市志和町字冠 11030-4	(082)433-6356
(株)キョウワランドセンター	廿日市市宮内 725 番地の 1	(082)815-1386
前田道路(株) 広島合材工場	佐伯区五日市港二丁目 6 番 1	(082)925-0023
(株)河崎マテリアル	安佐南区八木町 181	(082)256-3210
(株)桑原組	佐伯区湯来町大字葛原字南郷三杭 10319 番 9	(0829)40-5522
(有)トモナガ興産	安芸区瀬野町字上立石 3026 番外 15 筆	(082)894-2230

- (3) 本工事で使用する再生砂は、本市発注工事から発生する建設発生土を搬入している再資源化施設（次表のとおり。）のものを優先的に用いるよう努めること。

事業者	所在地
(株)熊野技建リサイクル事業部	安芸郡熊野町字深原平 2672-115
(株)キューワサンドセンター	廿日市市宮内 725-1
黒瀬資源再利用センター(株)	東広島市黒瀬町大字大多田字大十田 302 番地の 52
協和鉱業(株) 筒瀬工場	安佐北区安佐町大字筒瀬 2211
(有)秀知産業	安佐北区安佐町小河内字上小濱 591 番 4
あさやま工業(株) 砕石部	山県郡安芸太田町大字津浪字浅瀬 40-2 外 3 筆
中国建材工業(株) 建設発生土リサイクルプラント	安佐北区安佐町大字筒瀬椽ノ平 2144-1 の一部
(有)トラスト再資源化施設	東広島市西条町上三永仙女峯 348 番 10 外 19 筆
(株)竹下生コン豊平リサイクルセンター	山県郡北広島町都志見鳶ヶ迫山 186 番 1 外

\* 本工事で使用する処理土については、運搬距離は原則として 5.0 キロメートル以内、再生砂、再生砕石及び再生加熱アスファルト混合物については、運搬距離は原則として 4.0 キロメートル以内とする。ただし、再生加熱アスファルト混合物の運搬時間は 1.5 時間以内とする。

- (4) 本工事で使用する再生粒度調整砕石（RM-40 及び RM-30）は、次表のいずれかの承認工場が製造したものとする。なお、発注後、必要量が確保できない場合は、監督員に通知し、発注者と協議すること。

会社名	工場所在地	連絡先
中村砕石(株)	安芸高田市八千代町向山字高丸 10498 番 82 外	(082)818-4355
広島舗材(株) (RM-30のみ)	安佐南区伴北四丁目 2930	(082)848-1221
(株)河崎マテリアル	南区出島二丁目 12-13 番地	(082)256-3210
山陽工営(株)	佐伯区五日市町大字保井田 350-6 番地	(082)927-2000
協和鉱業(株) 筒瀬工場	安佐北区安佐町筒瀬 2211	(082)815-1386
中国建材工業(株)	安佐北区安佐町大字筒瀬字小原 2181 番地外 1 筆	(082)838-1322
(株)熊野技建	安芸郡熊野町深原平 2672-115 番地	(082)854-6184
中村砕石(株)湯来事業所	佐伯区湯来町大字和田字中山 341 番地	(0829)83-0515
(株)迫広砕石	安佐北区大林町字人甲 3, 4, 5 番地	(082)818-3559
(株)河崎マテリアル	安佐南区八木町 181	(082)256-3210

なお、品質基準については広島市土木工事共通仕様書、再生砕石の仕様承認基準の別紙特記仕様書、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）の最新版によるものとする。

## 建設発生土の再資源化施設 又は 民間工事現場の一覧表

別表 1

## 受入場所及び受入基準一覧表

受入施設	搬出先	所在地	受入基準
(株)熊野技建リサイクル事業部	同 左(082-854-6184)	安芸郡熊野町字深原平 2672-115	・産業廃棄物が含まれていないこと。
(株)キョーワサンドセンター	同 左(082-815-1386)	廿日市市宮内725-1	
黒瀬資源再利用センター(株)	同 左(0823-83-1370)	東広島市黒瀬町大多田 大丰田-302番地の52	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める有害物質が含まれていないこと。
協和鉱業(株) 筒瀬工場	同 左(082-815-1386)	安佐北区安佐町大字筒瀬 2211	・シルト分、粘土及び水分が多量に含まれていないこと。
(有)秀知産業 小濱工場	同 左(082-835-2339)	安佐北区安佐町小河内字 上小濱 591 番 4	
あさやま工業(株) 砕石部	同 左(0826-23-0023)	山県郡安芸太田町大字津 浪字浅瀬40-2外3筆	・樹木の根、その他これに類する異物が含まれていないこと。
中国建材工業(株) 建設発生土リサイクルプラント	同 左(082-244-2411)	安佐北区安佐町大字筒瀬 字椽ノ平 2144-1 の一部	
(有)トラスト再資源化施設	同 左(082-426-1120)	東広島市西条町上三永仙 女峯 348 番 10 外 19 筆	・人頭大(概ね 30 cm)以上の石が含まれていないこと。
(株)竹下生コン 豊平リサイクルセンター	同 左(0826-83-0260)	山県郡北広島町都志見鷹 ヶ迫山 186 番地 1 外	
千代田テクノ(株) 山本再資源化施設	同 左(082-928-1204)	安佐南区山本町字大迫山 10207 番 1 外 3 筆	・悪臭を放たないこと。  ・その他土質等受入側の条件を満たすものであること。  ・施設の受け入れ能力を超えないこと。
(民間工事現場がある場合 記入)			

・建設発生土が本表中の各受入施設の受入基準に適合しない場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、「広島県建設発生土処分先一覧表に記載されている施設」に搬出するよう検討すること。

・民間工事現場に搬出する場合は、工事完成時に相手方施工会社の受入の証明の写しを提出すること。

・上表の受入施設に搬出する場合は、工事完成時にマニフェストD票（広島県建設発生土処分先一覧表に掲載されている施設については、マニフェストD票の提出ができない場合は、受入伝票でも可とする。）の原本を提出すること。

## 主任技術者等の兼務制限の緩和について

- (1) 主任技術者又は現場代理人の兼務の件数については次表のとおりとし、他に配置されている工事とこれから配置しようとする工事が以下の条件を満たす場合に限り、兼務を認める。
- (2) 4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上の主任技術者等（主任技術者及び現場代理人）は、県・市発注の災害復旧工事を含む場合、密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事であれば3件まで兼務を認める。
- (3) 兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

主任技術者		現場代理人	
請負対象 設計金額 (税込)	兼務制限	請負対象 設計金額 (税込)	兼務制限
8,000万円	兼務不可 <<緩和>> 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内 ※監理技術者の場合は兼務不可	8,000万円	兼務不可 <<緩和>> 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内
	兼務不可 <<緩和>> 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内 ※監理技術者の場合は兼務不可		兼務不可 <<緩和>> 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内
	兼務不可 <<緩和>> 5件以内 ○同一市町内(※2)の工事(※3)に限る		兼務不可 <<緩和>> 5件以内 ○同一市町内(※2)の工事(※3)に限る
4,000万円 8,000万円	兼務不可 <<緩和>> 5件以内 ○同一市町内(※2)の工事(※3)に限る	4,000万円 8,000万円	兼務不可 <<緩和>> 5件以内 ○同一市町内(※2)の工事(※3)に限る
500万円 (1,500万円)	兼務制限なし		

※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

※2 安芸郡4町については同一市町内として取り扱う。

※3 工事には、公共工事以外の工事も含む。

※4 低入札工事において専任での配置が必要となった低入札技術者については、兼務制限の緩和の対象外とする。